

生徒生活規定

第1章 校 内

- 第1条 始業時刻は全日制は8時30分、昼間定時制は10時50分とする。
- 第2条 終業時刻は、15時35分とする。
- 第3条 下校時刻は、以下の通りとする。
- (1) 平常授業 …16時45分
 - (2) 考査日 …14時00分
 - (3) 午前中授業…16時30分
- 第4条 最終下校時刻は、以下の通りとする。
- (1) 3月から10月…18時30分
 - (2) 11月から2月…18時00分
- 第5条 下校時刻以降の居残りは、許可を受けること。
- 第6条 始業時刻から終業時刻までの間に外出する時には、許可を受けること。
- 第7条 欠席・遅刻・早退はきずなネットを通して連絡すること。
- 第8条 屋内・屋外により上履と下履の区別をつけること。
- 第9条 学習に関係のない物品を持参するときには、許可を受けること。
- 第10条 校内における飲食は、所定の時間・場所で行うこと。
- 第11条 個人・集団で集会・ポスター・募金・販売を行う場合には、予め許可を受けること。
- 第12条 休日に出勤する場合には、事前に許可を受け、制服を着用すること。
- 第13条 休日に部活動をする場合は、部で定められた服装で、登下校及び活動を行う。

第2章 校 外

- 第1条 夜間外出は禁止。但し、保護者同伴でも23：00以降は極力避けること。
- 第2条 未成年の立ち入りが禁止されている施設等には、立ち寄り、誤解を受けるようなことをしたりしてはいけない。
- 第3条 不健全な男女交際は禁止。又、誤解を受けるようなことをしてはいけない。
- 第4条 無断外泊禁止。外泊の場合は、保護者の許可を得ること。

欠席等の連絡

欠席・遅刻・早退をする場合は『きずなネット』を通して全日制は午前8時20分までに、昼間定時制は10時25分までに連絡をすること。

学校の電話には自動応答機能が設置してあるため、学校への連絡は、平日は午前7時30分から午後5時30分、長期休業中は午前8時から午後5時までの時間帯にすること。これ以外の時間帯は「電話対応時間外です。」のメッセージが流れる。

いじめ・体罰の相談窓口

愛知県総合教育センター

一般教育相談 0561-38-3478

財) 愛知県教育・スポーツ振興財団

教育相談「こころの電話」

052-261-9671

「子どもSOSほっとライン24」

0120-078310

服装規定

		服装規定	指導項目
制 服	ジャケット	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の S マーク付白カッターシャツ着用 ・指定ネクタイ or リボン着用 ・指定セーター・ベスト着用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・下着は華美でないものを着用 ・ネクタイ、リボン忘れ ・シャツ出し ・ボタンはずれ ・ボタン無し
	スラックス	<ul style="list-style-type: none"> ・指定スラックス着用 ・華美でないベルト着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾ベルト不可 ・腰パン不可
	スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・指定スカート着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈は膝のお皿程度 ・すそを切る等の加工
	夏服	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ポロシャツを着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタン外し(1番上は可) ・ボタン無し
	詰襟	<ul style="list-style-type: none"> ・学生服着用 左襟に校章(農業科のみ右襟に FFJ バッチ) ・学校指定セーター着用可 ・本校指定の開襟シャツ S マーク付白カッター ・華美でないベルト着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一ボタン外し不可 ・下着は華美でないものを着用 ・装飾ベルト不可 ・腰パン不可 ・シャツ出し ・ボタンはずれ ・ボタン無し
	セーラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー着用 農業科は FFJ バッチ ・学校指定セーラーカラー ブラウス着用 ・セーター、ベスト着用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈は膝のお皿程度 ・胸当て外し不可 ・V字に全開 ・ジャケットのボタン外し
頭 髪	<p>ア 人工的に変化を加えない(調髪は除く)。 パーマ、巻き髪、染色、脱色、エクステなどの禁止。 アイロン等で髪が傷み、色に明らかな差が見られる場合は、 該当部分のみを黒に染める、またはすくこととする。</p> <p>イ 清潔感のある、相手に好印象を与える頭髪を意識する。 また、実習等の学習活動に適した髪型にする。 極端な髪型は禁止とする。(著しいブロックカットなど)</p> <p>ウ 肩より長い髪は、(黒・紺・茶)で束ねる事が望ましい。</p>		

装飾品	<ul style="list-style-type: none"> ・全て着用不可 ・ピアス穴をあけることは禁止(新しくあけない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアス、イヤリング、指輪、髪飾り、ネックレス、ペンダント、カラーコンタクトなど ・まつエク、エクステ
化粧	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての化粧不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンデーション、口紅、色つきリップ、マニキュアなど ・眉を細くしない
防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校指定のウインドブレーカー。白、黒、紺、茶、グレー、カーキ、ベージュ、アイボリー等の華美でないもの。デザインの基準については、別途提示する。 ・タイツ類を冬季防寒用に使用してもよい。色は黒・紺・ベージュとする。 	

その他

ア 夏服と冬服の着用は、各自で判断して着崩しのないように着用する。卒業式などの式典では統一する。

イ 異装をする時には、生徒手帳の異装届 に記入し、担任の先生の許可を得て、指導部に届けること。